最高裁判所裁判官国民審查公報

宮城県選挙管理委員会

昭和六〇年

四

月

判事補に任官

L·M·)を卒業。

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、

大学法学部、

コーネル大学ロ

スク

ル

東京

豊橋市立青陵中学校、愛知県豊橋市生まれ。

高裁総務局、

通商産業省通商政策局国際経済日し、東京地裁、甲府家地裁、最

昭和五九年

弁護士登録

司法修習生 校を経て、

東京大学法学部を卒業

愛知県立時 豊橋市立東

習館高等学

昭和五六年

四四月月

司法修習生

都大学法学部を卒業。

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、

昭和三二年一一月一〇日生

田小学校、

歴

成

七四三六四四月月月月月月

ニュー

横浜地裁で勤務

横浜地裁、

最高裁調査官、

東京内

四七六五年年年年

几

月

閣法制局参事官、 判事に任官し、

東京高裁判事を経て、

める。判

(部総括)、

最高裁上席調査官

示番 号

O

令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、 令和五年一〇月一八日 大法廷判決 「遺棄」に当たらない(全員一致)。

ないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。

著しい不平等状態にあったとはいえ質員通常選挙当時、選挙区選出議員の

番

最高裁判所に

お

いて関与した主要な裁判

五三年年

一 ○ 月 月

二年

最高裁判所判事用の財産センター委員長日弁連知的財産センター委員長

ンター

号

七同月

ことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けた

政法人理事長の処分は、

違法である(全員一致・裁判長)。

令和五年一二月一五日

国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五

条、

ができ、

信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判

||用として許されないとした(全員一致)。| |同条後段の除斥期間の主張をすることが信

義則に反し 断すること 間の主張が

認することができない場合には、

よる改正前のもの)

七二四条後段の除斥期間の経過

により消滅

到底容

(平成二九年法律

第四四号に

加、

合には、裁判所は、除斥期しく正義・公平の理念に反

したものとすることが著れ

て発生した損害賠償請求権が民法

第二小法廷判決

(全員一致·補足意見付加·裁判長)

一 令和五年一一月一七日 第二小法廷判決四号の規定は憲法一三条に違反する(多数意見)。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一

示

項に違反する。

優生保護法中の

いわゆる優生規定は、

賠償法一条一項の適用上違法の評価を受ける。不法行為によっ

優生規定に係る国会議員の立法行

一為は、国家人及び一四条

大法廷決定

議員定数配分規定につき、

令和五年一○月二五日

めることができる(全員一致・補足意見付加・裁判長)。胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐 令和六年七月三日 旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一

大法廷判決

二九条に違反しない

令和六年六月二一日

第二小法廷判決

2 員一致)。 し、その立法行為は国家賠償法一条一

項の適用上違法である

四条に違

えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においては又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫

このような不起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断

<u>Ŧ</u>.

宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為が不法行

為法上違法であるとはいえないとした原審の判断に

さらに、

くさなかった違法があると判断して原判決を破棄し

に本件を原審に差し戻した(全員一致)。 らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽く

させるため

宗教法人

は審理を尽

宗教法人とその信者との間で締結された念書によ 令和六年七月一一日 第一小法廷判決権利の濫用として許されないとした (全員一致)。

当該信

合には、 しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、 信義則に反し又は権利の濫用として許されない

い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」しにもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的 裁判官としての心構え

感しながら、昨年一一月

月の就任以来、

最高裁判所判事の

の重

さを日々実

令和六年七月一六日

第三小法廷判決

職務に邁進しております。

からも、 職責

最高裁判所

妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。まことを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合 ことを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与える

多様性に貢献できるよう努めてまい護士として様々な分野で働いてきた

てきた経験を活かし、

最ま

は高裁判所のはた、女性弁

裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。��判官としての心構え

い、公正で

与えたものに当たるとした

補足意見付加)。

クに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」をの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワー

した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEM

ています。 た裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思

最高裁判所判事

あきら

明

昭和三三年九月一日生

最高裁 みや 判所 がわ 判事

昭和三五年二月一三日生

経済産業省産業構造審議会臨時委員TMI総合法律事務所パートナー 産業省産業等がでいる。 「お合法律事務所パートナーーヨーク州弁護士資格取得 (第一東京弁護士会) <u>M</u>.

成

五月

事、最高對

ľ所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、東最高裁刑事局課長、東京高裁判事、司法ř任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判

研修所教官、

京地裁判事(部総括)を務める。

に勤務。

ピン日本国大使館、京都地裁、最高裁(調査官)外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリ判事補任官 以後、東京地裁、最高裁刑事局、

·会)委員 員・同知的 副会長) 会委員 部員

一二二二二六四元八七五 年年年年年年

令和

三二二八年年年年

七七一一二月月月月月

大阪高裁長官 最高裁首席調査官

東京高裁判事 静岡地裁所長

最高裁判事

最高裁判所にお

いて関与した主要な裁判

選挙区割りは、憲法一四条に違反しない

令和三年施行の

衆議院議員総選挙当時、

(多数意見)。

令和五年一月二五日

令和五年三月二四日

自室で出産し、

ル箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、

死亡したえい児の死体を

タ

オ

刑法一 ル

号

刑法一九○条 たに包んで段

和

元年

三菱自

動車工業株式会社社外

役

表彰)

平成三一

年度「知財功労賞」

済産業大臣

公益社団法人日本仲裁人協会理事

三一年 三〇年

二九年

会委員

二八年年

六月

パナソニック株式会社社外監査役エステー株式会社社外取締役

内閣府知的財産戦略本部有識者本

財務省関税等不服審査会関税・

知

的財産分科

二五年

年

日本商標協会理事

(令和五年五月

文部科学省文化審議会著作権分科 慶應義塾大学法科大学院講師

三 五月月

九七年年

二四月月

財産政策部会(現

知的財産分科

第二小法廷判決

水戸地裁所長

八六九四三一月月月月月月 最高裁判所判事 最高裁事務総長

最高裁判所長官

最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判所において関与した主要な裁判 令和五年七月一一日 第三小法廷判決

濫用したものとして違法となるとした(全員一致、補足意見付れない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認めら診断を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用にき物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の 裁判長)。

反するに至っていたものということはできないとした(多数意著しい不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法に違の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙の表議で、選挙区選出)議員の議員通常選挙当時、平成三令和四年七月一○日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三 令和五年一〇月一八日 大法廷判決

| 令和六年七月三日 大法廷判決|| 項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした 令和五年一〇月二五日 四号は憲法一三条に違反し無効であるとした(多数意見)。性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条

七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすること償請求権が民法(平成二九年法律第四四号による改正前のもの)条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一 が信義則に反し許されないとした(全員一致)。 優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条一 四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすること



最高裁判所長官

いま

さき

ゆき

崎

10月27日(日)は、

衆議院議員総選挙、 最高裁判所裁判官国民審査の投票日

最高裁判所判

ひら

必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、

この言葉を胸に精進していきたいと考えています。

努力を怠れば何事も成し遂げられないと思います

人生の難し

つて、

座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからとい

りであると実感できました。

最高裁判所裁判官国民審查公報

宮城県選挙管理委員会

東京都、北海道札幌市兵庫県神戸市生まれ。

北海道札幌市で過ごす。

東京都中野

平成 八年

六四月

外務省入省

在フランス日本国大使館一等書記

昭和六三年

四四月月

司法修習生

東京地裁、最高裁人事局、

京都大学法学部を卒業。

判事、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報裁判所調査官、最高裁総務局課長、東京高裁部、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁策課国際平和協力室、国際連合日本政府代表外務省条約局、外務省総合外交政策局国連政

経て、

て、東京大学法学部を卒業。口県生まれ。ラ・サール中学校

〇年

九月

総合外交政策局科学原子力課国

室長

その後、高知県高知

昭和三六年四月三日生

昭和六〇年

四 四

月月

判事補任官 司法修習生

以後、

東京地裁、 カ合衆国日

日本国大使館、外務省北米局

六 五 一 年 年 年

八八八月月月

経済協力局有償資金協力課長中近東アフリカ局アフリカ第一課

在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、

北米第二課、在アメリ

東京地裁、

学部を卒業。学部を卒業。学部を卒業。

五.

東京地裁判事、最高裁刑事局参事官、

九年

国際協力局政策課長

内閣総理大

臣秘書官

同公使

九七九九月月月月

最高裁情報政策課長、

以後、佐賀地家裁判事、 佐賀地家裁に勤務。

最高裁調

(部総括)を務める。

四四 三三年 二一年 二〇年

月

特命全権大使東南アジア

諸国

連合

令令和 平成二五年 一 一元年 一 一元年

九 六 九 九 九 二月月月月月

最高裁事務総長

最高裁判所判事

水戸地裁所長最高裁総務局長

東京地裁判事(課長を務める。

(部総括)

大臣官房審議官 大臣官房参事官 大臣官房総務課長

○ 一月 月

示番 号 •

す バランスのとれた判断をする必要があります。 していますので、

視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的ですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行う 裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、した。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判 するなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したり 裁判の実現を目指すということにあるわけですが、 家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、 裁判官という法律のプロの専門知識や経験と、 裁判長として、 これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、 た。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、 咸 裁判員裁判も担当しました。 裁判員裁判の目的は、 担当した裁判員裁判 裁判員という法律 が事の見方やいます。裁判員 より良い 正にそのとお 感激しま 刑事

んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けます。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官と本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じ

な声に謙虚に耳を傾けながら、「ひ官及び外交官として積」貢献していきたいと考えていい」が判所判事の職務を通じて、日

いと思います

案件に真摯に取り組んでい

きたいと思

裁判官としての心構え

平成

和 三三二七年 裁判事 査官、 判事任官 東京地裁判事、

五年 八四〇四一三月月月月月 東京地裁所長東京高裁判事 最高裁判所判事 大阪高裁長官 最高裁刑事局長兼図書館長

最高裁判事就任後日が浅高裁判所において関与し

最高裁判所に はいため、特に記すべきものはありませした主要な裁判

つの事件に誠実に向き合っていきたいと考えています。二つ 職責の重さを十分に自覚した上で、 が二つあり 証拠を検討するとい 裁判官として 高裁や地裁の 現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加 裁判官を務める中で大切であると思ってきたこと う姿勢です。最高裁は最終審ですので、そのつは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け 中立公正な立場から、 目で 0

様々な視点や考え方をもって事件に取り組み、

そのためには、

番 号 示 •

違反し、 まで、 最高裁判所にお 和 二二九年年 二七年 二六年 六 元 年 年

四 〇月月

最高裁判所判事

特命全権大使国際連合日本政府代.関日本政府代表部在勤

特命全権大使カナ

ダ国駐箚兼国際

総合外交政策局長

アジア大洋州局長 国際協力局長 代表部在勤

て関与した主要な裁判

理念に反し、到底容認することができず、同経過により消滅したものと主張することは、 年法律第四四号による改正前のもの)七二四条後段の 項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、 権利の濫用として許されないとした で、一○条及び一三条二項)は、零優生保護法中のいわゆる優生規定令和六年七月三日 大法廷判決 不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法 同規定に係る国会議員の立法行為は、 た(全員一致)。
た(全員一致)。
た(全員一致)。 憲法一三条及び一定(同法三条一項一 本件各 国家賠 温(法一条一四条一項に 号から三号 事件におい

民間航空機 号

判断が

重いものがあります。最終審としての意法と法律によって最高裁に与えら

・ 「ミ・・・・・・」、「ミ・ウリを意識して、一件一件の事件に国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思いを致めがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとそのと法律によって最高裁に与えられた権限と責任は、非常にとしての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するようし、司法、裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に

るか、その事案で最も望ましい解決は何かということに悩み、考係を丁寧に検討することを大事にし、核心となる争点がどこにあ 高裁判所の仕事の中でも貫いて、 与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまでてきました。最高裁判事に就任してから、まだ日が浅いため、関 え抜いて決断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じ 裁判を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、 心掛けていきたいと考えて の地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最 これまで、 地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専ら民事 います。 個々の裁判に取り組んで 証拠関 いきた

の状況といった、水平面での検討だけではなく、時間の流れとい民の意識の変化を踏まえつつ、現在における意見の分布や諸外国基盤を有するものです。法の解釈に当たっては、社会の状況や国ます。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式にバル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思いバ時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展とグロー して、課せられた責任を果たしていきたいと考えています。り良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨と 判断していくことが重要だと思います。独善に陥ることなく、 わば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、考察・

最高裁

判所判 かね

昭和三三年 月四日生 博の

小学校、同池田中学校大阪府大阪市生まれ。

、同高等学校池田校舎 大阪教育大学附属池田

同池田中学校、

なか むら

愼

昭和三六年九月一二日生

国民審査の投票用紙の記載方法は、

- ・やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に×を 書いてください。
- ・やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。



最高裁判所判事